

II 調査結果の概要

1 配偶者等からの暴力に関する認知度

(1) 暴力と認識される行為

17 項目の行為をあげて、それが夫婦間で行われた場合に「暴力」にあたると思うかの意識を聞いた。この調査における「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれている。

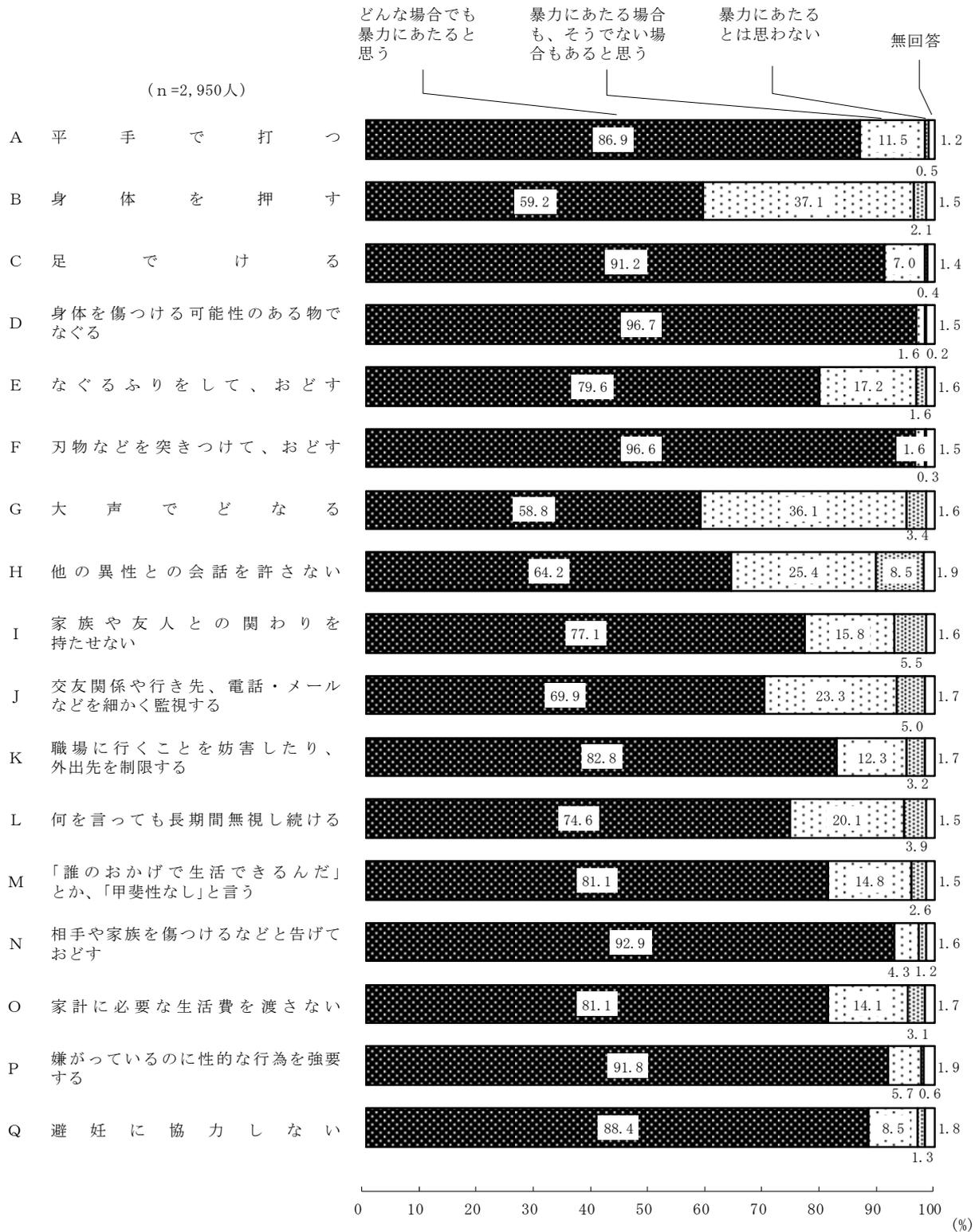
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多いのは、“身体を傷つける可能性のある物でなぐる” (96.7%)、“刃物などを突きつけて、おどす” (96.6%)、“相手や家族を傷つけるなどと告げておどす” (92.9%)、“嫌がっているのに性的な行為を強要する” (91.8%)、“足でける” (91.2%) で、9割以上の人が『暴力にあたる』と認識している。

また、“避妊に協力しない” (88.4%)、“平手で打つ” (86.9%)、“職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する” (82.8%)、“誰のおかげで生活できるんだ”とか、「甲斐性なし」と言う” (81.1%)、“家計に必要な生活費を渡さない” (81.1%) も8割以上の人々が、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えている。

一方、「暴力にあたるとは思わない」が最も多かったのは、“他の異性との会話を許さない” (8.5%) であり1割以下であった。(図 1-1-1)

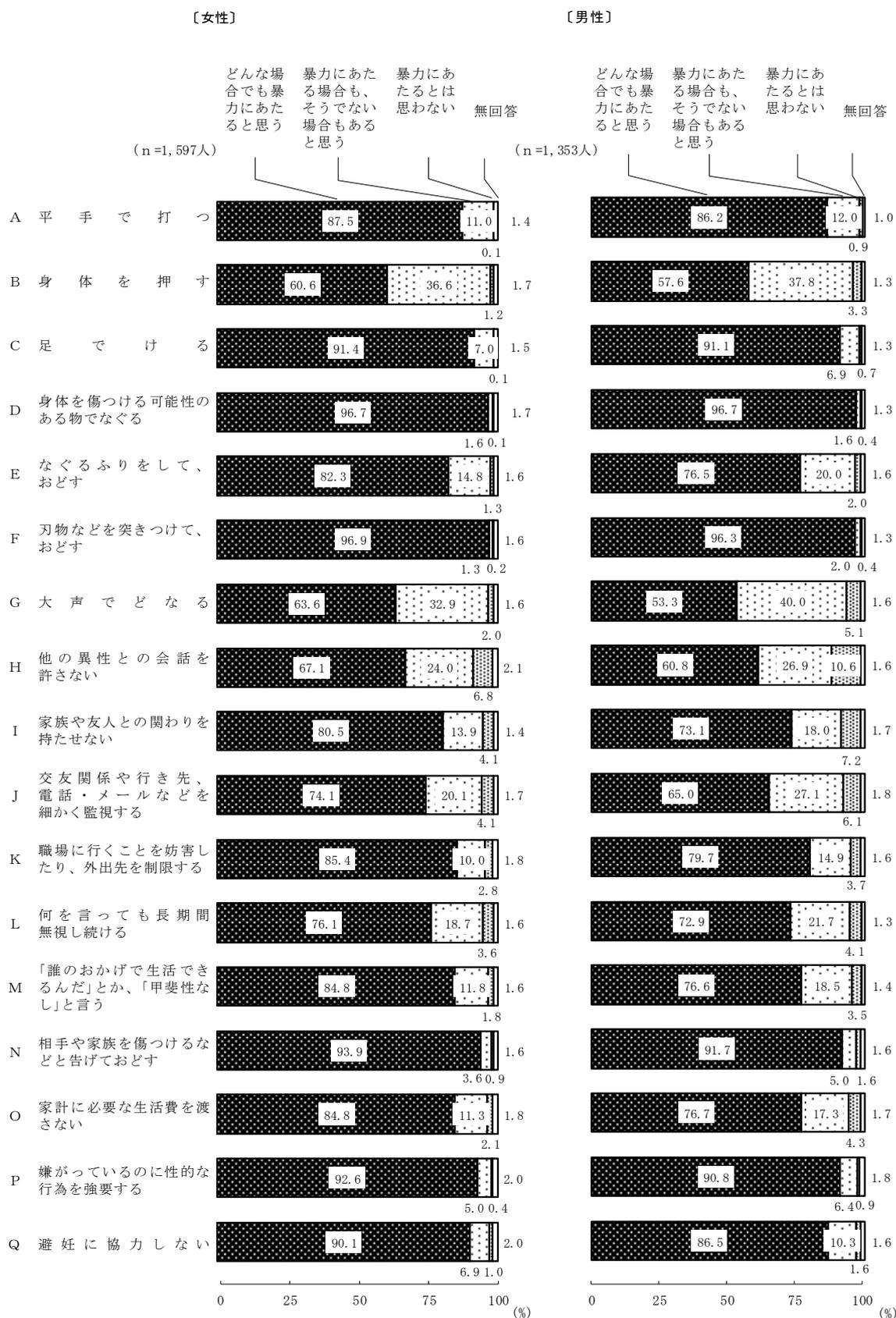
問1 ここでは、どのような行為が夫婦の間での暴力にあたるかについて、みなさんの意識を伺います。あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。A～Qのそれぞれについて、「1」～「3」のうちあなたの考えに近い番号に○をつけてください。なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。
(○はそれぞれ1つずつ)

図 1-1-1 夫婦間で暴力と認識される行為



性別にみると、『暴力にあたる』と認識する行為と、『暴力にあたらぬ』と認識する行為に大きな差はみられないが、“大声でどなる”や“交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する”、“誰のおかげで生活できるんだ”とか、「甲斐性なし」と言う”、“家計に必要な生活費を渡さない”については、女性のほうが「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が多かった。(図 1-1-2)

図 1-1-2 夫婦間で暴力と認識される行為（性別）



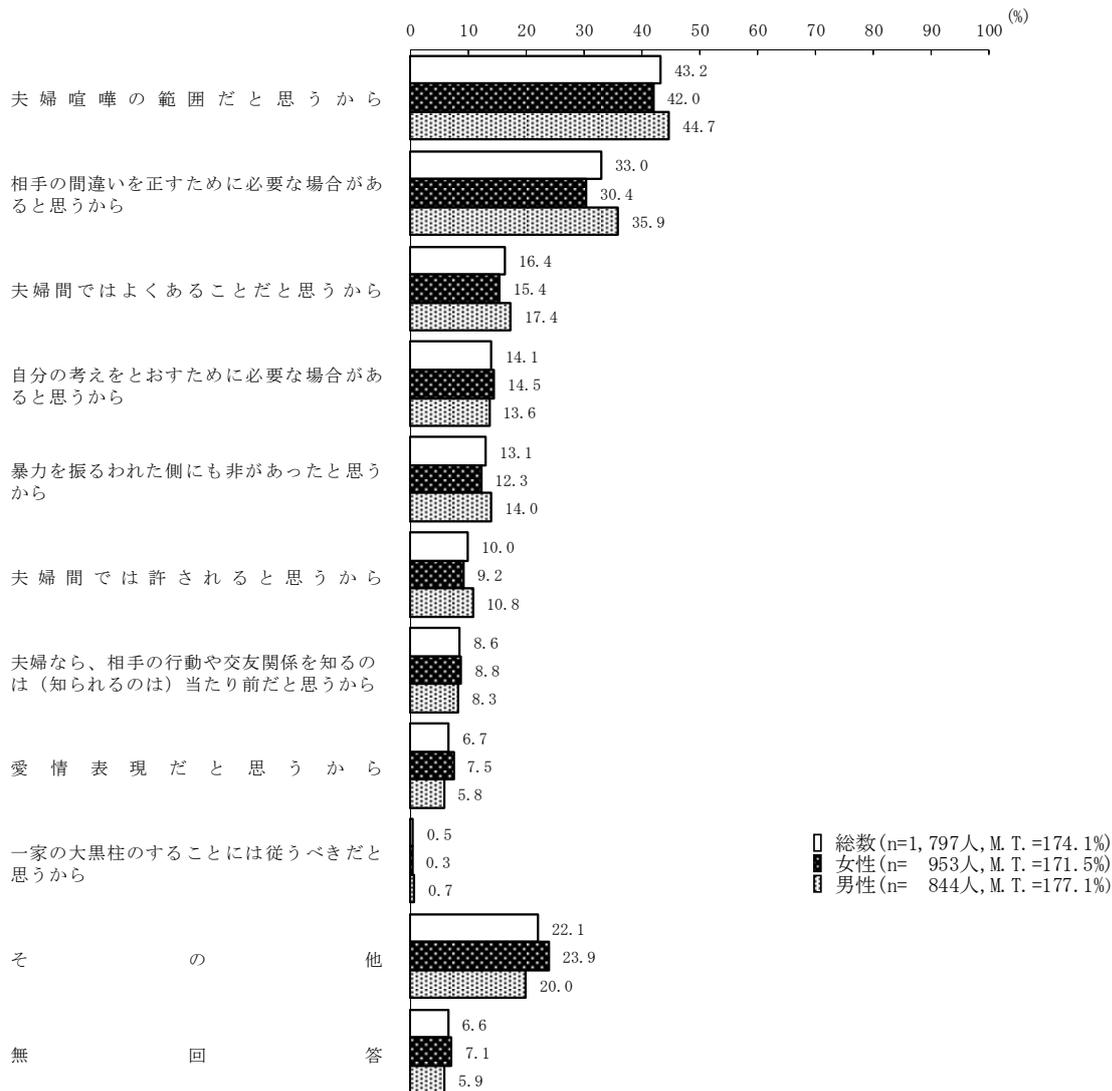
(2) 暴力にあたらない場合があると思う理由

17項目のうち1つでも「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と答えた人(1,797人)に、理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が43.2%と最も多く、次いで「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」(33.0%)、「夫婦間ではよくあることだと思うから」(16.4%)、「自分の考えをとおすために必要な場合があると思うから」(14.1%)などとなっている。

性別に見ると、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」(女性42.0%、男性44.7%)が男女ともに最も多く、全体に男女間で大きな差は見られないが「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」は女性より男性の方が多い。(図1-2-1)

問2 問1で選択肢2「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、選択肢3「暴力にあたるとは思わない」に○をつけたのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

図1-2-1 暴力にあたらない場合があると思う理由(複数回答)

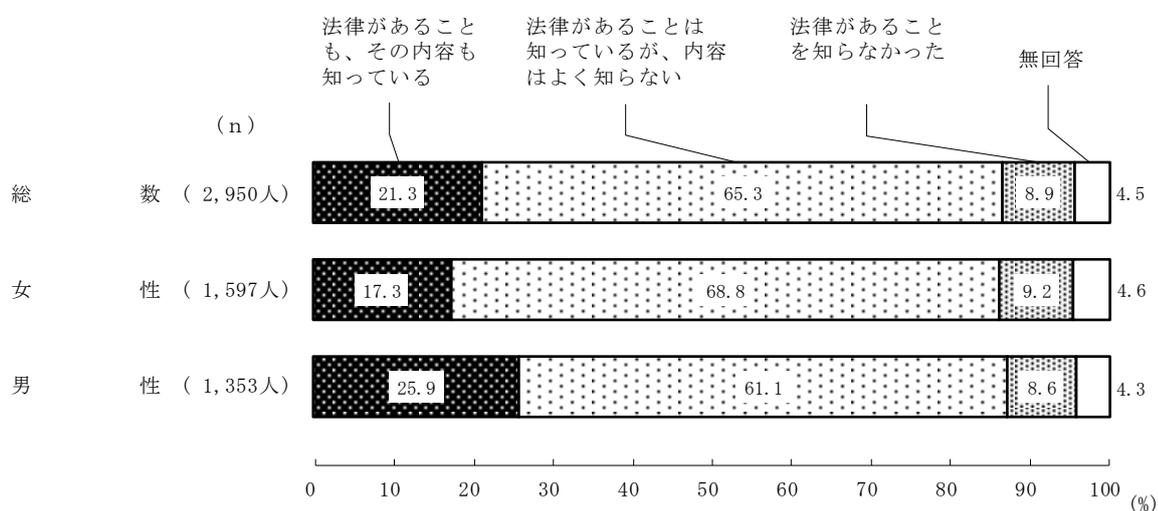


(3) DV防止法の認知度

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）について知っているか聞いたところ、「法律があることも、その内容も知っている」という人は21.3%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という人は65.3%で、「法律があることを知らなかった」人は8.9%であった。（図1-3-1）

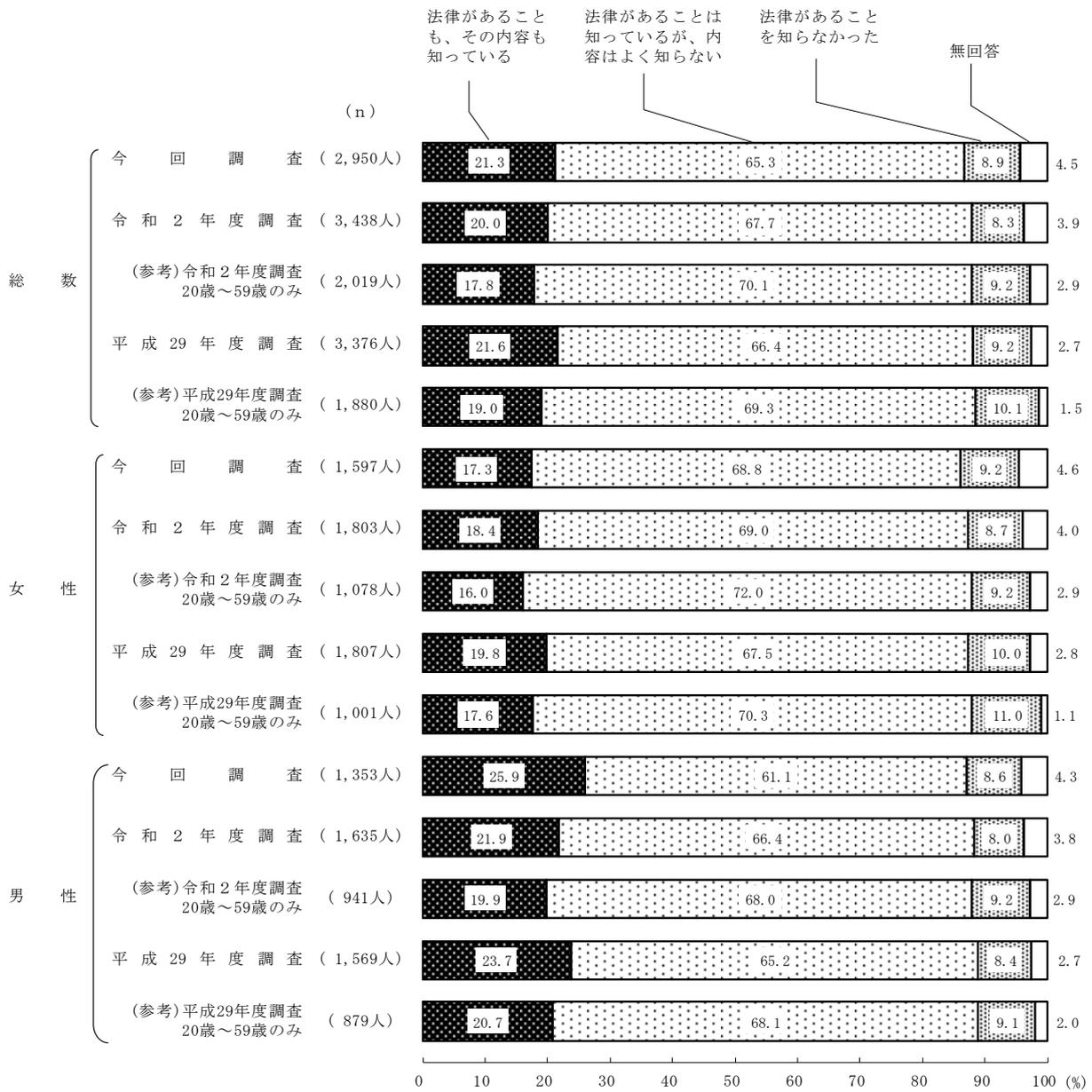
問3 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「DV防止法」）を知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。（○は1つ）
 （この法律は、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））に関する通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。）

図1-3-1 DV防止法の認知度



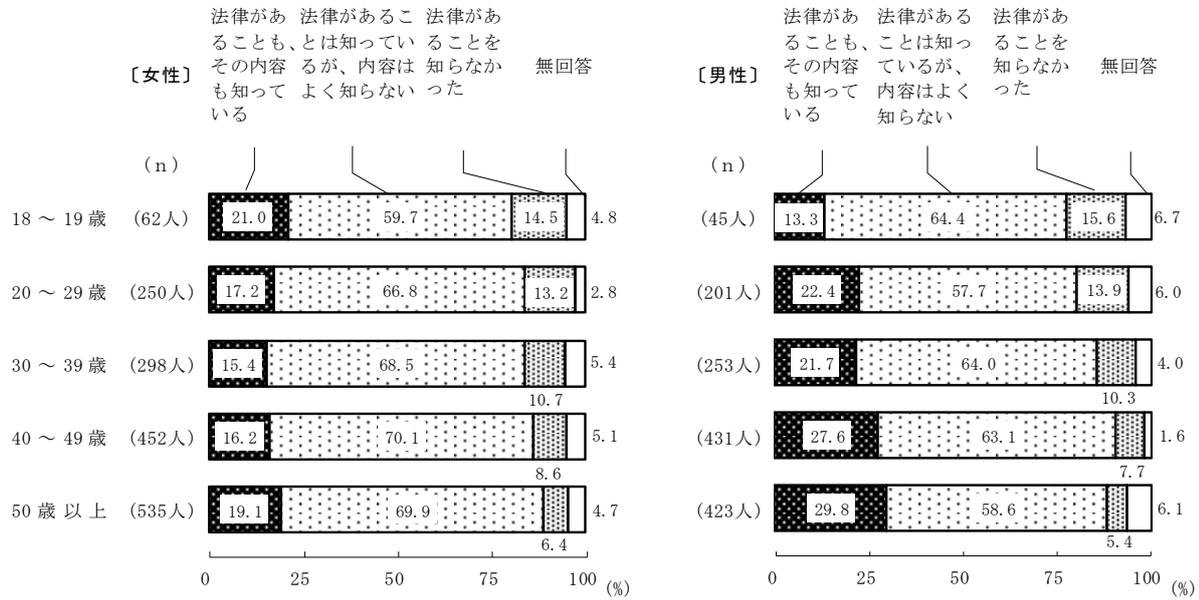
時系列比較でみると、認知度に大きな変化はみられない。(図 1-3-2)

図 1-3-2 DV防止法の認知度 一時系列比較



性・年齢階級別にみると、「法律があることを知らなかった」は、男女とも18～19歳と20～29歳で多くなっている。(図1-3-3)

図1-3-3 DV防止法の認知度(性・年齢階級別)

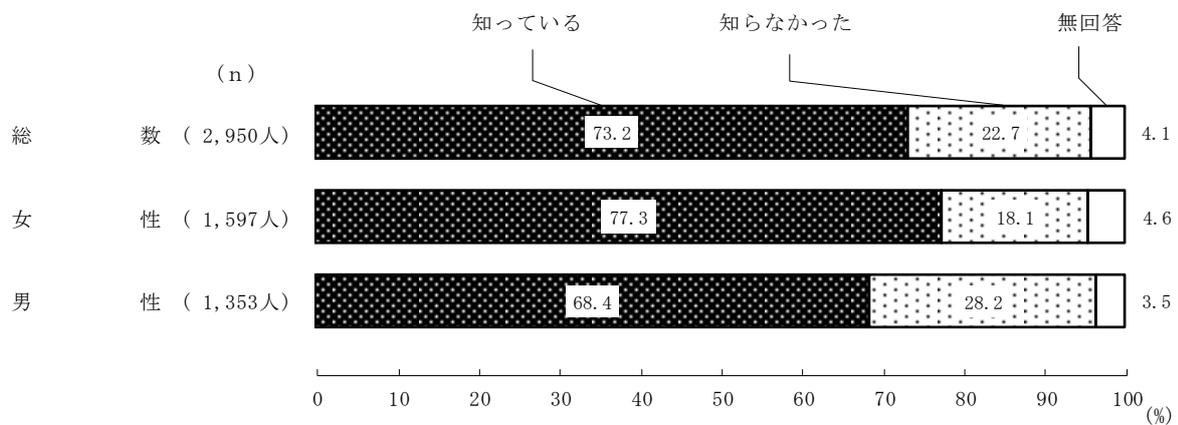


(4) 相談窓口の周知度

配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は73.2%、「知らなかった」は22.7%となっている。(図1-4-1)

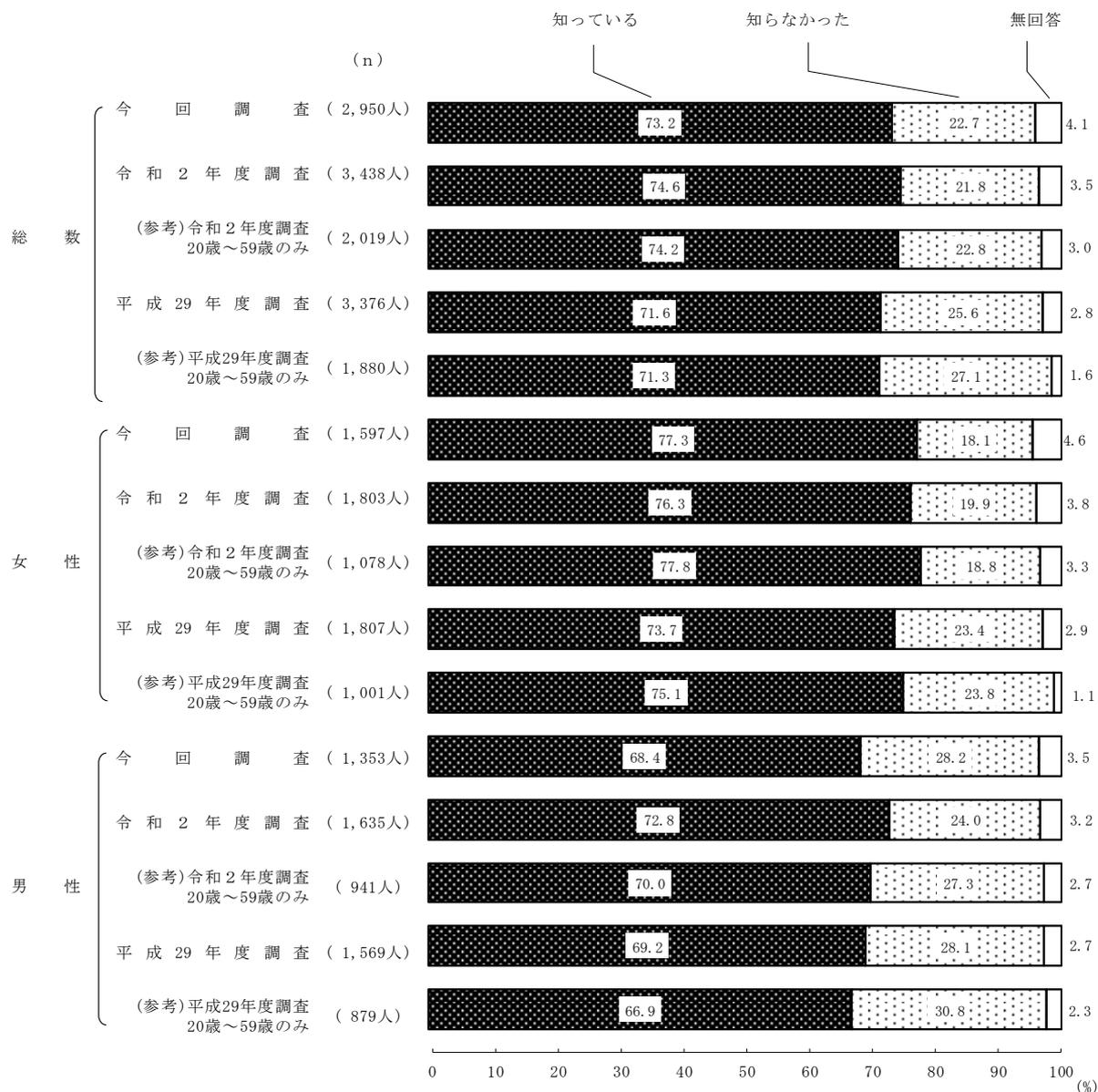
問4 あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(○は1つ)
(窓口とは、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)や男女共同参画センター、警察、法務局、民間の専門機関など。)

図1-4-1 相談窓口の周知度



時系列比較でみると、周知度に大きな変化はみられない。(図 1-4-2)

図 1-4-2 相談窓口の周知度 一時系列比較



性・年齢階級別にみると、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」と答えた人は、どの年代でも男性より女性の方が多く、また、若い年代ほど少なくなっている。女性では20歳以上の年代では「知っている」が7割を超えているが、男性では18～19歳が48.9%、20～29歳が59.2%にとどまる。(図1-4-3)

図1-4-3 相談窓口の周知度（性・年齢階級別）

